

第9回定期総会議事録	
1、日 時	平成30年9月28日(金)
2、場 所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、2番高倉委員、3番坪根委員、4番義経委員、5番植山委員、6番田畑委員、7番中原委員、8番石川委員、9番田上委員、10番小野委員、11番門脇委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員6名(前田、橋本、宮瀬、黒土、奥、武本)
4、欠席委員	
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、羽田野、高倉
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	5番植山委員、13番玉麻委員
福永局長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中15名の出席であります。議長よろしくお願い致します。
中原会長	おはようございます。
議 長	では議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、5番植山委員、13番玉麻委員にお願いします。
議案審議	
議第1号	議第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について
議 長	1番の読み上げを事務局お願いします。議事参与のため、橋本委員は退室をお願いします。
事務局(高倉)	1番議案朗読
議 長	議第1号 農地法第18条第6項の規定の1番について橋本推進委員に調査報告をお願いします。
橋本推進委員	報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。審議をお願いします。

議 長	1 番について橋本推進委員の調査報告のとおりです。ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 1 番は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。 続きまして 2 番から 4 番について事務局をお願いします。
事務局(高倉)	2 番から 4 番議案朗読
議 長	2 番から 4 番について義経委員に調査報告をお願いします。
4 番 (義経)	2 番から 4 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は 2 番については農地法第 3 条申請となっております。審議の程お願い致します。
議 長	2 番から 4 番について、義経委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 2 番から 4 番は許可と致します。続きまして 5 番について事務局をお願いします。
事務局(高倉)	5 番議案朗読
議 長	5 番について石川委員に調査報告をお願いします。
8 番 (石川)	貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	5 番について、石川委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 5 番は許可と致します。
議案審議 議第 2 号 議 長	農用地利用集積計画（案）について 議第 2 号農地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当者、説明をお願いします。
農政振興課 （藤中）	（農政振興課 担当 説明）
議 長	只今説明のありました平成 30 年（9 月分）農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、皆様、ご意見ございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご意見ありませんので、議第 2 号平成 30 年（9 月分）農用地利用集積計画（案）の利用権設定については承認と致します。議第 2 号平成 30 年（9 月分）農用地利用集積計画（案）の所有権移転につきまして、農政振興課担当者、説明をお願いします。また、議事参与のため、武本推進委員は退室をお願いします。
農政振興課 （藤中）	（農政振興課 担当 説明）
議 長	只今説明のありました平成 30 年（9 月分）農用地利用集積計画（案）の所有権移転について、皆様、ご意見ございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご意見ありませんので、議第 2 号平成 30 年（9 月分）農用地利用集積計画（案）の所有権移転については承認と致します。武本推進委員は入室をお願いします。
議案審議 議第 3 号 議 長	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 議第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局は 1 番をお願いします。

事務局(高倉)	1 番を朗読
議 長	議第 3 号 1 番についての調査報告を橋本委員にお願いします。
1 番(橋本)	(1 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思われ れます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 1 番については橋本委員の調査報告のとおりですが、質疑等は ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 1 番については許可と致します。続き まして 2 番を事務局お願いします。議事参与のため橋本委員は退室をお 願いします。
事務局(高倉)	2 番を朗読
議 長	議第 3 号 2 番についての調査報告を橋本推進委員にお願いします。
橋本推進委員	(2 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われ ます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 2 番については、橋本推進委員の調査報告のとおりですが 質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 2 番は許可と致します。橋本委員は入 室をお願いします。続きまして 3 番、4 番を事務局。
事務局(高倉)	3 番、4 番を朗読
議 長	議第 3 号 3 番、4 番についての調査報告を義経委員にお願いします。

<p>4 番(義経)</p>	<p>(3 番の現地について説明)</p> <p>譲受人は農地取得要件も満たしており問題はないかと思われま</p> <p>(4 番の現地について説明)</p> <p>譲受人は農地取得要件も満たしており問題ありません。審議をお願い致</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 3 号 3 番、4 番については、義経委員の調査報告のとおりですが質</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので議第 3 号 3 番、4 番は許可と致します。続きま</p>
<p>事務局(高倉)</p>	<p>5 番、6 番を朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 3 号 5 番、6 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。</p>
<p>6 番(田畑)</p>	<p>(5 番、6 番の現地について説明)</p> <p>5 番、6 番ともに農地として適切に管理されておりますし、譲受人は農</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 3 号 5 番、6 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので議第 3 号 5 番、6 番は許可と致します。橋本委</p>
<p>事務局(高倉)</p>	<p>7 番を朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 3 号 7 番についての調査報告を田上委員にお願いします。</p>

9 番 (田上)	(7 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 7 番については、田上委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 7 番は許可と致します。
議 長	続きまして 8 番、9 番を事務局。
事務局(高倉)	8 番、9 番を朗読
議 長	議第 3 号 8 番、9 番についての調査報告を小野委員にお願いします。
10 番(小野)	(8 番、9 番の現地について説明) 8 番、9 番とも譲受人は農地取得要件を満たしており、農地もきちんと管理されているため問題ないと思います。審議の程よろしくお願ひします。
議 長	議第 3 号 8 番、9 番については、小野委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 8 番、9 番は許可と致します。続きまして 10 番を事務局。
事務局(高倉)	10 番を朗読
議 長	議第 3 号 10 番についての調査報告を百留委員にお願いします。
12 番(百留)	(10 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思います。審議の程よろしくお願ひします。

議 長	議第 3 号 10 番については、百留委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 10 番は許可と致します。続きまして 11 番から 13 番を事務局。
事務局(高倉)	11 番から 13 番を朗読
議 長	議第 3 号 11 番から 13 番についての調査報告を玉麻委員にお願いします。
13 番(玉麻)	(11 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思います。 (12 番、13 番の現地について説明) 12 番、13 番とも譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。
議 長	議第 3 号 11 番から 13 番については、玉麻委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 3 号 11 番から 13 番は許可と致します。続きまして 14 番を事務局。
事務局(高倉)	14 番を朗読
議 長	議第 3 号 14 番についての調査報告を長尾委員にお願いします。
14 番(長尾)	(14 番の現地について説明) 農地として管理されていますし、譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。

議 長	議第 3 号 14 番については、長尾委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 3 号 14 番は許可と致します。
議案審議 議第 4 号 議 長	議第 4 号 農地転用事業計画変更申請に関する件について 議事参与のため、橋本委員は退室をお願いします。それでは 1 番事務局をお願いします。
事務局 (中春)	1 番を朗読
議 長	議第 4 号 1 番についての調査報告を坪根委員をお願いします。
3 番 (坪根)	(1 番の現地について説明) 転用目的は事務所および宅地分譲用地 (7 区画) です。現地確認を行ったところ、特に問題はないと思われますので審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 1 番については、坪根委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 4 号 1 番については許可相当とし、県に進達致します。橋本委員は入室をお願いします。続きまして、2 番事務局をお願いします。
事務局 (中春)	2 番を朗読
議 長	議第 4 号 2 番についての調査報告を田畑委員をお願いします。

<p>6 番（田畑）</p>	<p>（2 番の現地について説明）</p> <p>貸店舗入居者を募集したが応募がなく、周辺地域で賃貸共同住宅の需要が増えているため事業の見直しを行ったとのこと。雨水排水計画は前回許可時と変更はなく、特に問題はないと思われまので審議お願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 4 号 2 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 4 号 2 番については許可相当とし、県に進達致します。</p>
<p>議案審議 議第 5 号 議 長</p>	<p>議第 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について それでは 1 番事務局お願いします。</p>
<p>事務局（中春）</p>	<p>1 番を朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 5 号 1 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。</p>
<p>6 番（田畑）</p>	<p>（1 番現地について説明）</p> <p>生活排水は合併浄化槽を設置し、前面の道路側溝へ放流します。雨水も同様に前面の道路側溝へ流すとのこと。境界確認も出来ており問題ないものと思われま。審議お願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 5 号 1 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 1 番については許可相当とし、県に進達致します。</p>

議案審議 議第 6 号 議 長	議第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 議事参与のため、橋本委員は退室をお願いします。それでは 1 番事務局 お願いします。
事務局（中春） 議 長	1 番を朗読  議第 6 号 1 番についての調査報告を橋本推進委員にお願いします。
橋本推進委員 議 長	(1 番現地について説明) 転用目的は貸店舗用地です。雑排水につきましても公共下水道で、雨水 につきましても道路側溝に放流です。現地も確認済ですので問題あり ません。以上審議をお願いします。
全委員 議 長	議第 6 号 1 番については、橋本推進委員の調査報告のとおりですが、 ご異議はありませんか。
議 長	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 1 番については許可相当とし、県に 進達致します。
議 長	(議第 6 号 2 番議案は申請取り下げ)
事務局（中春） 議 長	では次に 3 番、4 番を事務局。
事務局（中春） 議 長	3 番、4 番を朗読
議 長	議第 6 号 3 番、4 番についての調査報告を前田推進委員をお願いします。
前田推進委員	(3 番現地について説明) 転用目的は賃貸共同住宅分譲用地（1 区画）です。汚水は公共下水道、 雨水は道路側溝に放流です。周辺農地に影響はないと思われま す。 (4 番現地について説明) 転用目的は宅地分譲用地（5 区画）です。汚水は公共下水道、雨水は道 路側溝に放流です。周辺は全て宅地なので影響はないと思われま す。

		以上審議をお願いします。
議	長	議第 6 号 3 番、4 番については、前田推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第 6 号 3 番、4 番については許可相当とし、県に進達致します。では 5 番を事務局
事務局 (中春)		5 番を朗読
議	長	議第 6 号 5 番についての調査報告を橋本委員をお願いします。
1 番 (橋本)		(5 番現地について説明) 転用目的は賃貸共同住宅分譲用地 (2 区画) です。汚水は公共下水道へ流します。雨水については道路側溝へ流します。周辺についても影響はないので問題ありません。審議の程よろしくをお願いします。
議	長	議第 6 号 5 番については、橋本委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第 6 号 5 番については許可相当とし、県に進達致します。議事参与のため、橋本委員は退室をお願いします。それでは、6 番事務局
事務局 (中春)		6 番を朗読
議	長	議第 6 号 6 番についての調査報告を橋本推進委員をお願いします。
橋本推進委員		(6 番現地について説明) 転用目的は資材置場用地です。特に問題ないと思われますので審議をお願いします。

議	長	議第 6 号 6 番については、橋本推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第 6 号 6 番については許可相当とし、県に進達致します。橋本委員は入室をお願いします。
事務局 (中春)		それでは、7 番、8 番事務局 7 番、8 番を朗読
議	長	議第 6 号 7 番、8 番についての調査報告を橋本委員お願いします。
1 番 (橋本)		(7 番現地について説明) 転用目的は宅地分譲用地 (2 区画) です。家庭排水については公共下水道へ、雨水については道路側溝へ放流します。特に問題ないと思われま すので審議をお願いします。 (8 番現地について説明) 転用目的は賃貸共同住宅分譲用地 (2 区画) です。家庭排水は合併処理 浄化槽で処理して水路に放流、雨水も水路に放流します。特に問題ない と思われまますので審議をお願いします。
議	長	議第 6 号 7 番、8 番については、橋本委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第 6 号 7 番、8 番については許可相当とし、県に進達致します。それでは 9 番事務局
事務局 (中春)		9 番を朗読
議	長	議第 6 号 9 番についての調査報告を高倉委員お願いします。
2 番 (高倉)		(9 番現地について説明) 転用目的は駐車場用地です。周辺に農地はありませんので、特に問題 ないと思われまますので審議をお願いします。

議 長	議第 6 号 9 番については、高倉委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 9 番については許可相当とし、県に進達致します。議事参与のため橋本委員は退室をお願いします。それでは 10 番事務局
事務局 (中春)	10 番を朗読
議 長	議第 6 号 10 番についての調査報告を坪根委員お願いします。
3 番 (坪根)	(10 番現地について説明) 転用目的は事務所及び宅地分譲用地 (7 区画) です。現地確認をしまして、特に問題ないと思われますので審議をお願いします。
議 長	議第 6 号 10 番については、坪根委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 10 番については許可相当とし、県に進達致します。橋本委員は入室をお願いします。 それでは、11 番事務局
事務局 (中春)	11 番を朗読
議 長	議第 6 号 11 番についての調査報告を黒土推進委員お願いします。
黒土推進委員	(11 番現地について説明) 転用目的は一般住宅用地です。境界もきちんと確認できており、排水は前面の道路側溝に流すため、特に問題ないと思われますので審議をお願いします。
議 長	議第 6 号 11 番については、黒土推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 11 番については許可相当とし、県に進達致します。それでは、12 番、13 番事務局
事務局 (中春)	12 番、13 番を朗読
議 長 6 番 (田畑)	議第 6 号 12 番、13 番についての調査報告を田畑委員お願いします。 (12 番現地について説明) 転用目的は資材置場用地で譲受人が建設業を営んでおり、使用する資材の保管する場所がないため今回の申請になったとのことです。 雨水は敷居内で集水し東側水路へ放流となっています。  (13 番現地について説明) 転用目的は建売分譲用地 2 区画です。雨水は側溝にて集水し、北側の側溝へ流します。汚水は合併浄化槽で処理後水路へ流します。 いずれの案件も境界ははっきりしており問題はないと思われます。 審議の程よろしくお願いします。
議 長	議第 6 号 12 番、13 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありますか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 12 番、13 番については許可相当とし、県に進達致します。  (議第 6 号 14 番は申請取り下げ)
議案審議 議第 7 号	議第 7 号
議 長	非農地証明願に関する件について。1 番から 5 番まで事務局。
事務局 (高倉)	1 番から 5 番を朗読
議 長	議第 7 号 1 番から 5 番について事務局の報告のとおりですが、ご異議はありますか。

全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 7 号非農地証明願に関する件について、1 番から 5 番を適当とし、証明を発行致します。
議案審議 議第 8 号 議 長	議第 8 号 その他について事務局よりお願いします。
福永局長	議第 8 号 (別紙議案のとおり)
議 長	<p>それでは今回の総括を致します。</p> <p>議第 1 号農地法 18 条第 6 項に規定による通知に関する件について、 1 番から 5 番については許可と致します。</p> <p>議第 2 号農用地利用集積計画 (案) については全て承認と致します。</p> <p>議第 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 14 番については許可と致します。</p> <p>議第 4 号農地転用事業計画変更申請に関する件について 1 番から 2 番については許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第 5 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番については許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 13 番については許可相当として県に進達致します。 (2 番、14 番は申請取り下げ)</p> <p>議第 7 号非農地証明願に関する件について 1 番から 5 番については承認と致します。</p> <p>以上を持ちまして、平成 30 年第 9 回定期総会を閉会します。 (終 午前 10 時 30 分)</p>